

令和元年第4回幸田町議会定例会会議録（第4号）

議事日程

令和元年12月20日（金曜日）午前9時08分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 第69号議案 幸田町部設置条例の一部改正について
第70号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について
第71号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
第72号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について
第73号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
第74号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について
第75号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第4号）
第76号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）
陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書
陳情第18号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書
- 日程第3 第77号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
第78号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について
第79号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正について

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（15名）

1番 田 境 毅 君	2番 石 原 昇 君	3番 都 築 幸 夫 君
4番 鈴 木 久 夫 君	5番 伊 澤 伸 一 君	6番 黒 木 一 君
7番 廣 野 房 男 君	8番 藤 江 徹 君	9番 足 立 初 雄 君
10番 杉 浦あきら 君	11番 都 築 一 三 君	12番 水 野千代子 君
13番 笹 野 康 男 君	15番 丸 山千代子 君	16番 稲 吉 照 夫 君

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長 成 瀬 敦 君	副 町 長 大 竹 広 行 君
教 育 長 小 野 伸 之 君	企 画 部 長 近 藤 学 君
参事（企業誘致担当） 夏 目 隆 志 君	総 務 部 長 志 賀 光 浩 君
参事（税務担当） 山 本 智 弘 君	住 民 こ ど も 部 長 牧 野 宏 幸 君

健康福祉部長	藪田芳秀君	環境経済部長	鳥居栄一君
建設部長	羽根渕闘志君	教育部長	吉本智明君
消防長	都築幹浩君	企画部次長 兼企画政策課長	成瀬千恵子君
環境経済部次長 兼水道課長	太田義裕君	建設部次長	佐々木要君
消防次長兼 消防署長	小山哲夫君	会計管理者 兼出納室長	石川正樹君

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本富雄君

○議長（稲吉照夫君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち、表彰状の伝達と町長からの感謝状贈呈を行います。

去る11月13日、全国町村議会議長会創立70周年記念式典において、15番 丸山千代子議員が議員在職30年以上にて永年功労者表彰を受賞されました。

ただいまから、その伝達式を行います。

丸山議員、発言台前までお願いいたします。

〔15番 丸山千代子議員 発言台前へ〕

○議長（稲吉照夫君） 表彰状

愛知県幸田町 丸山千代子殿

あなたは、永年にわたり、町村議会議員として、地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。よって、本会創立70周年を記念して表彰します。

令和元年11月13日

全国町村議会議長会会長 松尾文則 代読

おめでとうございます。

〔議長・丸山議員 自席へ〕

○議長（稲吉照夫君） 続きまして、この受賞に対し、町長から感謝状が贈呈されます。

丸山議員、発言台前まで再度お願いいたします。

〔15番 丸山千代子議員 発言台前へ〕

○町長（成瀬 敦君） 感謝状

幸田町議会議員 丸山千代子様

あなたは、多年にわたり、幸田町議会議員として、町政の発展に寄与され、住民福祉の向上に尽くされた功績はまことに多大であります。よって、ここに感謝の意を表します。

令和元年12月20日

幸田町長 成瀬 敦

長年ありがとうございます。

〔町長・丸山議員 自席へ〕

○議長（稲吉照夫君） ここに、丸山議員が町議会議員として長年にわたり、地方自治の発

展に顕著な功労があったと認められ、永年功労者表彰を受けられたことに対し、議会を代表いたしまして心からお祝い申し上げます。

長年の御苦勞に対しまして、深く敬意を表したいと存じます。

どうか丸山議員におかれましては、ますます御自愛の上、町政発展と福祉増進のため、一層の御活躍を賜りますよう切にお願い申し上げます。お祝いの言葉とさせていただきます。

続きまして、町長からお祝いのお言葉をいただきます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） ただいま、議長から丸山議員に対しまして祝辞がございました。私からもお祝いを申し上げたいと思います。

丸山議員におかれましては、去る11月13日に全国町村議会議長会創立70周年記念式典におきまして、永年功労者表彰を受賞されました。

昭和58年に初当選され、通算32年有余にわたり、幸田町の町政発展と住民福祉の向上に御尽力をいただきました。心から敬意を表するとともに感謝を申し上げたいと存じます。

今後とも健康にくれぐれも御留意され、ますますの御活躍をお祈りいたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日はまことにおめでとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） ここで、15番、丸山千代子議員からの発言の申し出がありましたので、これを許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子議員 登壇〕

○15番（丸山千代子君） このたびは永年表彰ということで、本当に70周年記念式典の中で表彰を受けましたことは、私にとってびっくりをし、また本当に光栄に思っております。長年続けてこられましたのも、支えてくださった皆様方や、また役場の皆様、職員の皆様、そして同僚の議員の皆様方のおかげだというふうに思っております。

30歳のときに台所からの声を町政にということで、議会に送り出させていただきました。そういう中で出産をし、そして子育てする中で安心して子どもを産み育てられるまちづくりということで一貫してやってこられましたのも、本当に皆様のおかげかというふうに思っております。

また、立場は違いましても同じ時期になられました議員の皆様方、主義・主張は違いますがけれども、ともに幸田町の発展そして住みやすいまちづくりを一緒に進めてきたというふうに思っております。これからもこの32年間を振り返りまして、私にとりましては振り返るよい時期となりました。残された期間、これからも幸田町の魅力あるまちづくり、そして住みやすいまちづくりを目指して頑張っていきたいというふうに思っております。

きょうは本当にありがとうございました。

〔15番 丸山千代子議員 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上で、表彰状の伝達、感謝状の贈呈を終わります。

○議長（稲吉照夫君） 改めまして、皆さんおはようございます。

議員各位には何かと御多忙のところ、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は15名であります。

定足数に達しておりますから、これより本日の会議を開きます。

開議 午前 9時08分

○議長（稲吉照夫君） ここで、総務部長から発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

〔総務部長 志賀光浩君 登壇〕

○総務部長（志賀光浩君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

愛知県町村会第72回定期総会及び全国町村長大会の抜粋資料につきまして、お手元に本日配付させていただきましたので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

〔総務部長 志賀光浩君 降壇〕

○町長（成瀬 敦君） 本日、説明のため出席を求めた者は、理事者18名であります。

議事日程は、本日、お手元に印刷配付のとおりでありますから、御了承願います。

日程第1

○議長（稲吉照夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第127条の規定により、本日の会議録署名議員を13番 笹野康男君、15番 丸山千代子君の御両名を指名いたします。

日程第2

○議長（稲吉照夫君） 日程第2、第69号議案から第76号議案までの8件と、陳情第17号及び陳情第18号までの2件を一括議題といたします。

これより、委員長報告を行います。

初めに、総務教育委員会委員長の報告を求めます。

9番、足立君。

〔9番 足立初雄君 登壇〕

○9番（足立初雄君） 皆さん、おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告とさせていただきます。

総務教育委員会審査結果報告書

令和元年12月20日

議長 稲吉照夫様

委員長 足立初雄

令和元年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読をいたします。

第69号 幸田町部設置条例の一部改正について

公営企業会計を扱う部の一本化並びに財政運営を踏まえた総合政策部門と人員管理等の調整部門との明確化、及び体制の強化を図る行政組織の整備に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第70号 幸田町職員定数条例の一部改正について

社会情勢の変化に対応するための職員の適正配置に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第75号 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳入全部、歳出15款（20項除く）・50款・55款、第2条（総務教育委員会所管2件）

第1条、歳入全部、5億2,231万8,000円追加、歳出、15款総務費（20項除く）5億1,623万円追加、50款消防費180万円追加、55款教育費650万円追加、第2条債務負担行為4,100万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

以上で、報告を終わります。

〔9番 足立初雄君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、福祉産業建設委員会委員長の報告を求めます。

12番、水野君。

〔12番 水野千代子君 登壇〕

○12番（水野千代子君） おはようございます。

審査結果報告書の朗読をもって、報告といたします。

福祉産業建設委員会審査結果報告書

令和元年12月20日

議長 稲吉照夫様

委員長 水野千代子

令和元年第4回幸田町議会定例会において、本委員会に付託された事件について、次のとおり報告します。

議案番号、議案名、概要、結果の順に朗読いたします。

第71号 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第72号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令の一部を改正する政令の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第73号 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

給水人口及び1日最大給水量の増加、組織機構の再編並びに地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第74号 幸田町営住宅条例の一部改正について

民法の一部を改正する法律及び民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴い、必要があるから。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第75号 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第4号）中、歳出15款20項・2款・25款・30款・35款・40款・45款、第2条（福祉産業建設委員会所管2件）

第1条、歳出、15款総務費20項200万円追加、20款民生費1,295万7,000円追加、25款衛生費350万円減額、30款労働費150万円減額、35款農林水産業費100万円減額、40款商工費300万円追加、45款土木費1,416万9,000円減額、第2条、債務負担行為1億3,460万円。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

第76号 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）

第2条、収益的収入、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益1,416万9,000円減額、第3項特別利益1,416万9,000円追加、第3条、特例的収入及び支出、予算第4条の2、未収金5,026万1,000円を5,163万1,000円に改める。未払金1億6,137万5,000円を1億202万5,000円に改める。第4条、他会計からの補助金、予算第9条、1億2,102万5,000円を1億685万6,000円に改める。全員一致をもって原案を可決すべきものと決した。

陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

国、県に対し、介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充について意見書の提出を求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

陳情第18号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書

患者、国民が安心して良質かつ適切な歯科医療を受けられるよう、国及び政府に「保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書」を採択されることを求める陳情。賛成なしをもって不採択すべきものと決した。

以上でございます。

〔12番 水野千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 以上で、各委員長の報告は終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

初めに、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、総務教育委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

次に、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 以上で、福祉産業建設委員会委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情2件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(稲吉照夫君) 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

次に、原案賛成の方の発言を許します。

15番、丸山君。

[15番 丸山千代子君 登壇]

○15番(丸山千代子君) 賛成の立場から討論をさせていただきます。

陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書であります。

自治体キャラバンは県内の全ての自治体を訪問し、各市町村に対して、医療・福祉・介護など社会保障の充実を求め、国や愛知県に意見書の提出を求めて要請する行動であります。ことしは40年目を迎えております。全県下を回ることによって自治体間の格差をなくし、拡充を求めています。

昨年は産婦検診が実施されていないのが、幸田町、岡崎市、津島市の2市1町だけということで、実施を求め今年度予算に反映をされました。陳情項目が多岐にわたると審議の中で言われますが、それぞれの自治体で実施をしていたり、まだ実現に至らないなどするためであります。毎年要請行動の取りまとめを行う中で、自治体の到達度、福祉が充実をしているか、子育て支援が進んでいるか比較できます。自治体キャラバンは、住民のため社会保障の前進に大きな役割をもたらせております。

ことし10月から消費税が10%に引き上げられました。消費税を導入するときや増税を強行する際に政府が口実にしたのが社会保障の拡充であります。今回の消費税増税では、社会保障の拡充に加えて、幼児教育・保育の無償化など子育て支援も口実としました。しかし、増税直後から社会保障削減経過が次々と具体化されつつあります。医療の分野では、外来受診時の定額負担の導入。後期高齢者医療制度では、現在1割である75歳以上の医療費窓口負担について2割に引き上げることを提案し、介護の分野では、要介護1・2の人を保険から外すこと、ケアマネジメントに自己負担を導入するよう求めていることなどあります。増税による物価上昇は、国民の消費生活を冷え込ませ、日本経済をも低迷させております。暮らしが落ち込んでいるとき、さらに社会保障の改悪は打撃を与えるものであります。社会保障の改悪を許さないためにも、陳情の趣旨を酌み取り、国や県に対して意見書を提出すべきと求め、賛成討論とします。

次に、陳情第18号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書であります。国の社会保障費抑制政策によって歯科医療費がとりわけ抑制をされ

続けており、多くの歯科医療機関が経営困難に陥り、歯科衛生士や歯科技工士の処遇も脅かされていると、医療団体や市民でつくる保険でよい歯科医療を全国連絡会の会長が述べておられます。同連絡会は、お金の心配なく歯科治療を受けたい、保険のきく歯科治療をふやしてほしいという願いを署名として集め、11月28日、保険でより良い歯科医療を求める請願署名23万6,683人分を国会に提出をいたしました。国の責任弟子改良を充実するための費用を確保し、受診抑制をなくしていくよう患者窓口負担の引き下げなどを求めているものであります。学校検診で治療が必要とされる歯科矯正などは保険適用されず、高額な費用がかかるため治療できないなどの大きな問題があります。安心して治療が受けられるようにするためにも保険適用をふやし、保険でより良い歯科医療ができるようにという願いに応えるためにも、国に対して意見書の提出を求め、賛成討論といたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結いたします。

これより、上程議案8件と陳情2件について採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

採決は、議案番号順に採決し、その後、陳情の採決をいたします。

初めに、第69号議案 幸田町部設置条例の一部改正について、本件に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第69号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第70号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第70号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第71号議案 幸田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第71号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第72号議案 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第72号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第73号議案 幸田町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第73号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

第74号議案 幸田町営住宅条例の一部改正について、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第74号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第75号議案 令和元年度幸田町一般会計補正予算（第4号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第75号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、第76号議案 令和元年度幸田町下水道事業会計補正予算（第1号）、本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第76号議案は、委員長報告のとおり可決することに決しました。

次に、陳情第17号 介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第17号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第17号は、不採択することに決しました。

次に、陳情第18号 保険でより良い歯科医療の実現を求める意見書の採択を求める陳情書に対する委員長報告は不採択であります。陳情第18号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立少数であります。

よって、陳情第18号は、不採択することに決しました。

日程第3

○議長（稲吉照夫君） 日程第3、第77号議案から第79号議案までの3件を一括議題といたします。

朗読は省略し、理事者に提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） それでは、第77号議案から第79号議案までの3件につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

第77号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は1ページから3ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思います。

提案の理由といたしましては、議会の議員に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましては、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、行うものであります。

議案書2ページをごらんいただきたいと思います。

改正の概要につきましては、施行期日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしました。

第1条は、この幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の第6条第2項で規定する、令和元年12月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の167.5」から「100分の172.5」に、また第2条は、この条例の第6条第2項で規定する、令和2年6月以降に支給する期末手当の支給割合、「100分の172.5」を「100分の170」に改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行期日を公布の日とし、適用日を令和元年12月1日とするものであります。また、第2条の規定につきましては、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

続きまして、議案書の3ページをお開きいただきたいと思います。

第78号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は4ページから6ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、町長及び副町長に支給する期末手当の支給割合の改定に伴い、必要があるからであります。

本条例の改正につきましても、内閣総理大臣等の期末手当の支給割合の改定を行う特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、行うものであります。

議案書の4ページをごらんいただきたいと思ひます。

改正の概要につきましても、この条例におきましても、施行期日を整理するため、第1条と第2条で区分いたしました。

第1条は、この条例の第5条第2項で規定する、令和元年12月に支給する期末手当の支給割合を、「100分の167.5」から「100分の172.5」に、また第2条では、この条例の第5条第2項で規定する、令和2年6月以降に支給する期末手当の支給割合、「100分の172.5」を「100分の170」に改めるものであります。

施行期日につきましては、第1条の規定は、施行期日を公布の日とし、適用日を令和元年12月1日とするものであります。また、第2条の規定につきましては、施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

続きまして、議案書の5ページをお開きいただきたいと思ひます。

第79号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてであります。

議案関係資料は7ページから27ページでありますので、あわせてごらんいただきたいと思ひます。

提案の理由といたしましては、国家公務員の給与の改定に準じた職員の給与の改定に伴い、必要があるからであります。

本議案につきましては、令和元年8月7日に、人事院から国家公務員の給与についての勧告、いわゆる人事院勧告が出されまして、10月11日に人事院勧告どおりの内容で閣議決定されております。これを受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が11月7日に衆議院本会議にて可決され、さらに11月15日には参議院本会議にて可決され、11月22日に法律が公布されたところであります。

議案書6ページからをごらんいただきたいと思ひます。

改正の概要につきましては、第1条及び第3条と、第2条を施行期日により区分し、また、常勤の職員と会計年度任用職員を区分するため、第1条と第3条に分けております。

まず、第1条は、幸田町職員の給与に関する条例の第21条第2項第1号で規定する、令和元年12月に支給する勤勉手当の支給割合を、「100分の92.5」から「100分の97.5」に0.05月分引き上げ、さらに給料表の「別表第1」及び「別表第2」を、議案書7ページから12ページのとおり改めるものであります。この給料表

につきましては、初任給の引き上げと若年層職員の給料表の引き上げを行うものでございまして、この改正による影響見込額といたしましては、給料表の改正に伴うものとして、約281万円、そして勤勉手当の支給割合の改正による引き上げより、約578万円のそれぞれ増額となる見込みでございます。

続いて、第2条につきましては、幸田町職員の給与に関する条例の第13条第1項及び第2項で規定する住居手当につきまして、支給要件の家賃額を、「月額1万2,000円を超える家賃」から「月額1万6,000円を超える家賃」に引き上げ、住居手当の額につきましては、一定額以下の家賃の場合は、「家賃月額から1万2,000円を引いた額」を「家賃月額から1万6,000円を引いた額」に改め、また、一定額を超える家賃は、「家賃月額から2万3,000円を引いた額の2分の1、この額の上限が1万6,000円でございますが、この額に1万1,000円を加えた額」を、「家賃月額から2万7,000円を引いた額の2分の1、この額の上限が1万7,000円ですが、この額に1万1,000円を加えた額」に改めるものでございます。

さらに、幸田町職員の給与に関する条例の第21条第2項で規定する、令和2年6月以降に支給する勤勉手当の支給割合を、6月及び12月ともに、「100分の95」に改めるものでございます。

そして、第3条につきましては、9月議会定例会におきまして可決承認賜りました、幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の給料表であります別表第1を、議案書14ページのとおり、引き上げるものでございます。

施行期日につきましては、第1条及び第3条の規定は、公布の日でございます。また、第1条の規定による改正後の幸田町職員の給与に関する条例の規定の適用日を、平成31年4月1日としております。さらに、第2条の規定は、施行期日を令和2年4月1日とするものでございます。

また、住居手当につきましては、本改正によって、月額2,000円を超える減額となる場合は、令和3年3月31日までの1年間に付き、月額2,000円の減額にとどめるという経過措置を設けております。ちなみに、本町の職員は該当はしておりません。

以上、今回の追加提案の内容説明とさせていただきます。慎重に御審議の上、御可決、賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 提案理由の説明は終わりました。

ここで、途中ではありますが、10分間の休憩といたします。

休憩 午前 9時45分

再開 午前 9時55分

○議長（稲吉照夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、質疑を行います。

質疑の方法は、会議規則第55条及び第56条の規定により、1議題につき15分以内とし、質疑の回数制限は行いませんので、よろしくお願いたします。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間の制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いいたします。

初めに、第77号議案の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 今回、人事院勧告に基づいて、期末手当を0.05月引き上げるというものでありますけれども、総務教育委員会のほうに11月12日に出されました資料によりますと、民間が4.51月で、国家公務員が4.45月ということで、その民間と公務員との格差が0.06月あるという中で勧告があったよということで、それで0.05月を引き上げるというものでございますけれども、今回この期末手当の引き上げにつきましては6年連続となるということでもあります。そこで、お聞きをするわけでございますけれども、今回、議員の期末手当が0.05月、12月期における引き上げに伴う影響額は幾らかということと、それから、議会の議員に対しましては報酬審議会というところにかけて、引き上げあるいは引き下げ、見直し等が町長の諮問によって行われるわけでございますけれども、この報酬審との関係ではどういうふうに行われたのかお聞きしたいと思います。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 特別職の職員等の給与に関する法律の改正に伴い、今回0.05月が加算されるという形での改正でございます。それに伴う影響額につきましては、今現在、議員が15名ということでありますので、総額といたしましては、0.05月で33万9,300円となっております。これにつきましては、それぞれ議員の月額報酬、議長が42万、副議長が33万、委員長3人の方が31万円、また議員の方は30万円という形での月額報酬に加算割合100分の45を加えた額がいわゆる期末手当の基礎額となりますけれども、それに対する0.05月ということで計算しますと33万9,300円という形になります。

これにつきましては特別職報酬審議会、ことしも12月3日に開催しております。そういった中で、この人事院勧告の内容については報告させていただいておりますが、いわゆる諮問、答申という形ではなく、これは人勧どおり、また上乘せという形になりますので、そういった面では報酬審議会への情報提供という形での取り扱いをさせていただいているということでございます。

○議長（稲吉照夫君） ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第77号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第78号議案の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 同じく12月3日に報酬審議会のほうで人勧の内容を報告して情報提供したよということでございますけれども、議員や特別職につきましては、私は人勧になじまないものであるというふうに思うわけでございますけれども、その点について報酬審のほうではどのような意見、あるいは何かそうしたことがあったかお聞きをしたいと思います。

それから、町長、副町長につきましての影響額についてそれぞれお答えいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 特別職報酬審議会におきましては、もちろん人事院勧告に伴う一般職の部分の勧告とこういつた特別職については別の法律、いわゆる特別職の職員給与に関する法律の一部改正に基づくものでありますので、その辺は情報提供をする中でとり行っております。実際には、こういつた0.05月の部分については6年連続でということもござひますので、そういつた情報提供をしながら行っております。なお、こういつた報酬審議会でございますので、先ほどの議案にかかわってしまひますが、議員の報酬のあり方、もしくは町長、副町長の報酬、こういつたものも各市町村ごとの比較をしながら現状把握をしているところであります。そういつた経過で特別職報酬審議会を行つてゐるということであります。

次に、御質問の2点目の町長、副町長、教育長のほうもこの条例の改正に伴ひまして、町長等の給与及び旅費に関する条例第5条の規定を準用するということになっておりますので、影響額としましては教育長のほうにも影響するということであわせて答弁させていただきますけれども、3名合わせまして0.05月で15万5,875円がこの0.05月の影響額ということでございます。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 合わせてということでございますが、それぞれお答えいただけたらと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 失礼いたしました。まず、町長のほうにつきましては、町長が6万2,350円、の増となります。そして、副町長のほうが4万8,575円で教育長が4万4,950円という形であります。お願いいたします。

○議長（稲吉照夫君） ほかにござひませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第78号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第79号議案の質疑を許します。

15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 一般職の職員に対する人勧の関係でございますけれども、今回住宅手当の引き上げがあつたということで、この件につきましてはやはり影響を受ける職員もいるかというふうに思ふわけであります。先ほど経過措置も言われたわけでございますけれども、この住居手当の家賃月額を引き上げることによる影響する職員数とまた影響額についてお答えいただきたいというふうに思ひます。

それから、今回は初任給の引き上げと若年層の給料の引き上げということで、平均0.2%の引き上げになるわけでございますが、その中で幸田町には行（二）もあるわけでございます。行（二）の現在の職員数、これが何人対象職員がいるかということもあわせてお聞きしたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） 住居手当の改正が今回の議案の中であるということでありすが、この改正をすることによる関係する職員の数ですが、今現在の住居手当、いわゆる住んでいるところのまま継続しているという前提でありますけれども、47名でございます。この47名がそのままこの手当を新しく改正されることによる支給を受けるということにしますと、全体で1万2,250円の手当としての総額としては減額というふうになります。その内訳としましては、増額となる者につきましては23人、減額となる者が21人、変わらないという者が3人ということで、合わせて23+21+3で47名ということになります。金額につきましては、増額となる者については23名で、合わせますと1,000円ずつの増額ということで2万3,000円ということであります。また、減額につきましてはさまざまございますけれども、減額21名に対しては3万5,250円という形でありますので、人数的には増額の対象者が多いんですけれども、減額については3万5,250円ということでございますので、差し引きしますと最初に答弁させていただいたように1万2,250円という形の減額ということになるかと思ひます。

なお、行政職の2級ですね、行（二）職員の数ということでございますけれども、私も把握しておりますのは8名というふう聞いております。

○議長（稲吉照夫君） 15番、丸山君。

○15番（丸山千代子君） 先ほど2,000円の経過措置というふうに言われました。この中身をもう少し詳しく説明がいただきたいと思ひます。

○議長（稲吉照夫君） 企画部長。

○企画部長（近藤 学君） この減額について、2,000円を超える減額があった場合は経過措置を設けて2,000円未満にするという形のものでございますけれども、先ほど減額で申し上げました21名合わせて3万5,250円の減額につきましては、個々に見ますと250円減額とかございますけれども、最高で2,000円の減額ということございまして、2,000円を超える減額という対象者はないということで、幸田町の職員についてのこの経過措置を適用される職員はいないという状況でございます。

○議長（稲吉照夫君） ほかにございせんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 以上で、第79号議案の質疑を打ち切ります。

これをもって、質疑を終結いたします。

ここで、委員会付託の省略についてお諮りします。

ただいま議題となっております第77号議案から第79号議案までを、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、ただいま議題となっております議案は、委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより、上程議案3件について討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

15番、丸山君。

〔15番 丸山千代子君 登壇〕

○15番（丸山千代子君） ただいま議題となっております案件につきまして討論をさせていただきます。

第77号議案 幸田町議会の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について、第78号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正について、あわせて討論をいたします。

この2つの議案は、議員と特別職の期末手当について年間0.05月引き上げるというもので、国家公務員の一般職への人事院勧告に準じて期末手当も引き上げるものがありますが、根拠はあるのでしょうか。議員や特別職については報酬審議会の審議を経るなど、第三者機関による客観的な審議と評価が必要であります。先ほどは現状を報告をしたということですが、町民生活におきましては消費税が8%から10%へと引き上げられました。内閣府が発表した10月の景気動向指数速報値は、景気の現状を示す一致指数が前月比5.6ポイント低下の94.8%、そして家計支出は5.1%の減少となっている状況であります。アベノミクスによる景気回復の実感はなく、町民の暮らしが大変な中での6年連続しての議員と特別職の期末手当の引き上げは認められないと主張するものであり、反対討論といたします。

〔15番 丸山千代子君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 次に、原案賛成の方の発言を許します。

賛成討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 賛成討論なしと認め、賛成討論を打ち切ります。

次に、原案反対の方の発言を許します。

反対討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 反対討論なしと認め、反対討論を打ち切ります。

これをもって、討論を終結します。

これより、採決いたします。

採決の方法は、起立により行います。

初めに、第77号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第77号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第78号議案 幸田町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立多数であります。

よって、第78号議案は、原案どおり可決されました。

次に、第79号議案 幸田町職員の給与に関する条例及び幸田町会計年度任用職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを原案どおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（稲吉照夫君） 着席願います。

起立全員であります。

よって、第79号議案は、原案どおり可決されました。

以上をもって、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

お諮りします。

今回の定例会において議決された議案中、条項、字句、数字、その他の整理を必要とするものについては、会議規則第45条の規定により、その整理を議長に委任されたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（稲吉照夫君） 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

これにて、令和元年12月2日に招集された第4回幸田町議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時14分

○議長（稲吉照夫君） 閉会に当たり、町長の挨拶を行います。

町長。

〔町長 成瀬 敦君 登壇〕

○町長（成瀬 敦君） 令和元年第4回幸田町議会定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の御挨拶を申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、去る12月2日から本日まで19日間の長きにわたり、御多用にもかかわらず、終始熱心に御審議いただき、私どもが提案をさせていただきました全議案とも議決賜り、心から感謝、御礼を申し上げます。

成立いたしました各議案の執行に当たりましては、本会議、委員会での審議の際にいただきました御意見、御提言を重く受けとめ、十分な留意をいたし、今後の町政の推進に生かしてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

また、7名の議員の方々からいただきました一般質問につきましては、どれも時宜を得た内容でございまして、その都度答弁をさせていただきましたが、さらに検討をいたし、今後の町政推進に生かしてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

ここで、御報告と御案内を申し上げます。

1点目は、冒頭に総務部長から発言がありました、重複いたしますが配付資料でございますが、去る10月25日に愛知県三の丸庁舎で開催されました愛知県町村会定期総会の資料と11月27日にNHKホールで開催されました全国町村長大会の資料を本日お手元に配付をさせていただきましたので、ごらんいただきますようお願いを申し上げます。

2点目でございます。第20回の幸田プレステージレクチャーズ～ものづくり日本講演会～を年明け1月17日の金曜日、幸田町民会館つばきホールにて開催いたします。今回の講演内容にありましては、東京大学大学院情報理工学系研究科創造情報学専攻、稲葉雅幸教授の若者が夢を抱いている最新ロボットの研究であります。東京大学でロボットの研究を進めておられます情報システム工学研究室での活動を御紹介いただくこととなっております。貴重な講演会でありますので、ぜひお越しいただきたいと思っております。

また、少年少女発明クラブでございますけれども、11月30日に開催されましたからくりパフォーマンスカーの走行を競う全国少年少女チャレンジ創造コンテストにおきまして、愛知県の中で一番上位であります発明協会会長賞を受賞いたしました。これは、文部科学大臣賞、特許庁長官賞に次ぐ大変名誉ある賞であります。

3点目でございます。島原市との交流事業についてでございます。島原市との姉妹都市の提携が結ばれましてから2年目を迎え、新たな交流事業としてソニー幸田サイトで生産をされておりますロボット犬アイボを3年間島原市に、犬のロボットということで派遣とすることといたしました。これに当たりましては、調整の上、令和2年1月21日の火曜日に島原市において島原市民の皆様にも御参加いただき、アイボ派遣のセレモニーを行う予定としております。今後さらなる友好交流を推進していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

4点目でございます。新春のイベントなどの関係でございます。年明けの1月11日、土曜日には幸田町消防出初め式、1月12日、日曜日には第23回こうた凧揚げまつり、1月13日、月曜日ですが、成人の日には第72回の幸田町成人式、また1月26日、日曜日には第42回幸田町新春駅伝ファミリージョギング大会の開催を予定しております。年明けからイベント等が目白押しでございますが、ぜひ御参加いただき盛り上げていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ことしも残すところ、あとわずかでございます。年の暮れから年明けにかけて、ますます寒さが厳しくなると思われまます。議員の皆様方におかれましては、体調管理に御留意いただきまして、新しく迎える年が皆様と幸田町にとりまして明るくよい年でありますよう御祈念申し上げます、閉会に当たっての御礼の御挨拶といたします。ありがとうございました。

〔町長 成瀬 敦君 降壇〕

○議長（稲吉照夫君） 議員各位には何かと御多忙の中、長期間にわたり、熱心に御審議を賜り、議事の進行に御協力いただきまして、まことにありがとうございました。

理事者各位には、成立した議案の執行に当たっては適切に運用されますようお願いいたします。

これにて散会といたします。
大変御苦勞さまでした。

散会 午前10時19分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する
令和元年12月20日

議 長

議 員

議 員